

懲罰動議を可決

加藤建也議員に「1日間の出席停止」

6月7日に行われた一般質問の発言中に、議長から注意を受けたにもかかわらず、会議規則に定める質問の範囲を超え、特定の私人の人格、人権を著しく毀損した発言を繰り返したとして、6月9日、加藤建也議員に対する懲罰動議が提出されました。

これにより、6月14日に懲罰特別委員会が設置され審査されました。

委員会での審査

〈加藤議員の一身上の弁明〉

個人名もあげていないし、議長の注意を真摯に受け止め、その後の全ての質問は、市内部の事務処理の対応について質問したものであり、一般質問の範囲内であると思っている。よって、懲罰には値しない。

〈審査の経過〉

- ・結論を出すには、どの部分が懲罰動議に当たるのか明確にしてから判断すべき。
- ・議長の注意後は発言も止めており、懲罰に値するとは思わない。
- ・市議会・議員の品位、秩序を乱したと思われ、何らかの懲罰は必要と考える。
- ・議会の本会議でそれを発言すること自体問題であり、懲罰を科すべき。など委員から意見が出されました。

委員会の採決（賛成多数で可決）

- ・加藤議員に対し懲罰を科すべきもの
- ・懲罰の種類「公開の議場において陳謝（陳謝文の朗読）」

【参考】

地方自治法第135条に定める懲罰の種類

- 一 公開の議場における戒告
- 二 公開の議場における陳謝
- 三 一定期間の出席停止
- 四 除名



懲罰特別委員会審査の様子

6月15日本会議

委員長報告がなされ

「陳謝の懲罰を科すべきもの」

賛成多数で
可決

しました。

議長が二度にわたり
陳謝文の朗読を命じる



加藤建也議員は、
議長が命じた陳謝文
の朗読を拒否



新たな懲罰事由となり、議会の議決を無視するもので、議場の秩序維持権を侵略するものとして、新たな懲罰動議が提出されたため、再度、懲罰特別委員会を設置



同日懲罰特別委員会で再度審査し、即日本会議で採決しました。

委員長報告がなされ

「本日1日の出席停止の懲罰を科すべきもの」

全会一致で
可決

しました。

議長、退場を命じる ➔

加藤建也議員、退場 ➔

6月15日の「1日間の出席停止」

加藤建也君に対する懲罰動議 討 論

加藤建也君に対し陳謝の懲罰を科すことに対して

反対

本多 俊昭 議員

「本動議の提出者は、加藤議員が行った一般質問の内容は、地方自治法第132条並びに会議規則に違反する」としているが、本提案には、この条文のどこに該当するか、具体的説明がない。我々議会議員の身分にかかわる大切な動議であり、今後、このような事案での懲罰動議が数多く乱発されることになれば、由々しき事態であり、まさに議会制民主主義の根幹を揺るがす大きな問題になりかねない。したがって懲罰を科すことに反対する。

賛成

坂本 和広 議員

1. 所属団体名と役職名をあげており、個人を断定できること。2. 私人の給料や賞与を明示したこと、かつ本人に確認したところ加藤議員が指摘した賞与割合が虚偽であったこと。3. 三度も議長に注意を受けたにもかかわらず言動を改めなかったこと。4. 議長が二度にわたり地方自治法第132条に反しないように議事整理をされたこと。以上から会議規則に定める質問の範囲を超え、特定の私人の人格、人権を著しく毀損したと考える。

反対

野地 久夫 議員

加藤建也議員の一般質問は議長が議場の整理をされたもので、この注意は一般質問の概念上、懲罰に値するほどのものではない。DMOとその事務局長の現状等について当局の関わりや考え方をただしたものである。無礼な言葉を使用し他人の私生活にわたる言論はしていない。よって、議会の規律と品位は守られており議会の秩序を乱していない。加藤建也議員の一般質問は懲罰に値するものではないので懲罰動議に反対する。

賛成

菅野 明 議員

今事案は法に定める「品位の保持」に抵触する。議員は質問で「私人の生活にわたる言論はしてはならない」と定めている。加藤議員は、「実名を出していないので名誉は毀損していない。懲罰には当たらない」と述べているが、一私法人の一職員の給与など取り上げること自体が、私人の人格、人権の侵害となりできません。

議員は特別職の公務員なので地方公務員同様、知り得た個人情報等を漏らしてはなりません。よって賛成する。

加藤建也君に対し本日1日の出席停止の懲罰を科すことに対して

賛成

佐久間 好夫 議員

本会議において、陳謝の懲罰を受けたが、陳謝文の朗読を二度にわたり拒否した。加藤建也君の行為は、議会の議決を無視するものであり、議長及び本市議会の名誉のためにも、地方自治法第135条懲罰の一定期間の出席停止を求める。加藤建也君においては、真摯に反省をいたし、今後の議会活動を望むところである。

○加藤建也君に対する懲罰動議賛否一覧

件 名	議決結果	市政刷新会議					真誠会				市政会			日本共産党 二本松市議団			令和創生の会			会派に 属さない 議員		賛 成	反 対		
		野地 久夫	佐藤 運喜	鈴木 一弘	斎藤 徹	平栗 征雄	佐藤 源市	平塚 興志一	佐久間 好夫	佐藤 有	坂本 和広	堀籠 新一	安齋 政保	小野 利美	熊田 義春	齋藤 広二	菅野 明	平 敏子	本多 俊昭	小林 均	石井 馨			加藤 建也	本多 勝実
陳謝の懲罰を科すべきもの	可決	●	●	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	11	9
本日1日の出席停止の懲罰を科すべきもの	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	20	0

※○は賛成、●は反対、退は退席、討は討論がなされた案件。 ※議長（本多勝実）は採決に加わっていません。